

新発田地域広域事務組合条例第4号

新発田地域広域事務組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
新発田地域広域事務組合一般職の職員の旅費に関する条例（昭和49年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和43年新発田市条例第10号」を「令和8年新発田市条例第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。